

## 第4部

# 活力ある産業社会を 切り拓くまちづくり

第1章 中小企業活性化の推進

第2章 都市型産業の振興

第3章 産業活性化のための環境の整備

第4章 消費生活の充実



## 第1節 中小企業支援の充実

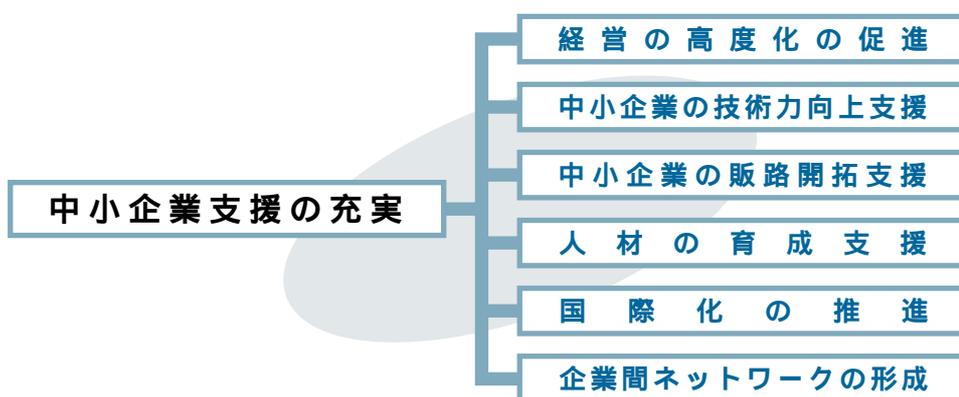
### ●現況と課題

本市の製造業は、多種多様な業種の中小企業が多数集積し、それらの企業が高度で有機的な分業システムを構築し、非常に技術力の高い製品をつくり出していることで全国的に知られています。しかし、市内の工場数や従業員数はバブル経済の崩壊以降、経営者の高齢化と後継者難なども加わり逡巡傾向に歯止めがかからない状況が続いています。また、近年、経済のグローバル化の進展に対応して、アジア諸国の技術・生産面の向上など産業競争の高まりに伴い、生産システムがピラミッド型の下請生産からネットワーク型生産への移行が進みつつあります。このような国際的な経済環境の変化のなか、これまで以上に新規取引先の開拓や製品の高付加価値化、生産コストの削減、経済のグローバル化に対応した企業の国際化が中小企業にとって経営上の重要な課題となっています。さらに、経営者や従業員の高齢化が進んでいるため、後継者の育成や若年労働力の確保も企業存続のための重要な課題となっています。

しかし、受注からの迅速な生産・納品への対応や製品の高付加価値化、さらにはニッチ市場創出型の元気な企業や親企業依存型からネットワーク型生産に転換を進め成功している企業もあり、こうした方向に経営の高度化を促進していくことが必要です。そして、新産業を湧出するベンチャー企業などが基盤技術を活用して展開していく新たな中小企業活性化の方向が求められています。

本市の商業も小規模な商店を中心に発達してきましたが、卸売業では流通システムが見直されるなかで中小商店の減少が続いており、流通システムの合理化に対応した経営の高度化を促進していくことが求められています。また、小売商業では、商店街や小売市場が消費者ニーズやモータリゼーションの進展への対応の立ち遅れから中小商店の減少が急速に進んでおり、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した魅力ある店舗づくりと専門店化を進めるなど、経営の高度化を促進することが求められています。

### ●施策の体系



## ●基本方針

- 1 中小企業の経営の高度化を促進するため、経営戦略やマーケティング、資金調達、人材育成など様々な面から総合的に支援するとともに、関係支援機関との連携を強化しながら支援体制の強化に努めます。
- 2 中小企業が産業構造の高度化に対応して、製品の高付加価値化や生産のコストダウンを進めることができるよう、中小企業の技術力向上への支援を推進します。
- 3 中小企業の新規取引先の開拓を支援するため、本市中小企業のPR活動を推進するとともに、取引機会の拡充を図ります。
- 4 中小企業や商店街、小売市場の後継者や若手従業員の人材育成を支援します。
- 5 経済のグローバル化に中小企業が対応する取り組みを支援します。
- 6 多種多様な業種が集積する本市産業の強みを活かした企業間のネットワークの構築を支援するとともに、商店街などの組織化・共同化の取り組みを支援します。

## ●主要な施策

### 1 経営の高度化の促進

経営相談員によるきめ細かな経営相談や経営診断に努めるとともに、国や府の各種機関などとの連携を図り、中小企業の経営の高度化のため適切な指導・支援に努めます。

### 2 中小企業の技術力向上支援

産業技術支援センターと国・府の技術支援機関や大学との連携を強化するとともに、技術相談や技術研修などの業務強化や検査機器などの整備を進め、中小企業の技術力向上に努めます。

### 3 中小企業の販路開拓支援

本市産業や中小企業の紹介冊子を発行し、中小企業のPR活動を推進するとともに、取引交流会や見本市を積極的に開催して取引機会の拡充に努めて、中小企業の販路開拓を支援します。

### 4 人材の育成支援

#### (1) マイスター制度の創設

中小企業の技術力の向上や優秀な技術の普及を図り、技術者の育成を進めるため、長年にわたって技術を研鑽し、新技術の開発や製品開発に貢献した人を表彰する「マイスター制度」の創設に取り組みます。

#### (2) 多様な研修機会の拡充

経営セミナー、後継者育成塾などを開講するとともに、中小企業大学校などの公的中小企業研修機関への経営者や従業員の参加を積極的に支援します。また、商店街などの自主的な研修を支援します。



## 5 国際化の推進

中小企業のISO認証取得などを支援するとともに、ジェットロなどの海外取引支援機関との連携



を強化するなど経営のグローバル化の促進に努めます。

## 6 企業間ネットワークの形成

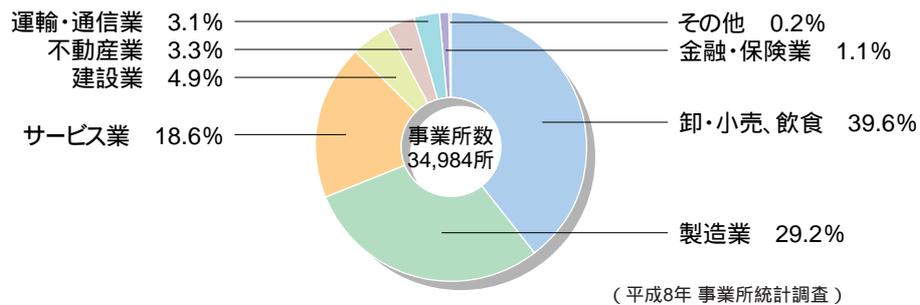
### (1) 異業種交流の促進

中小企業の異業種交流活動を積極的に促進します。

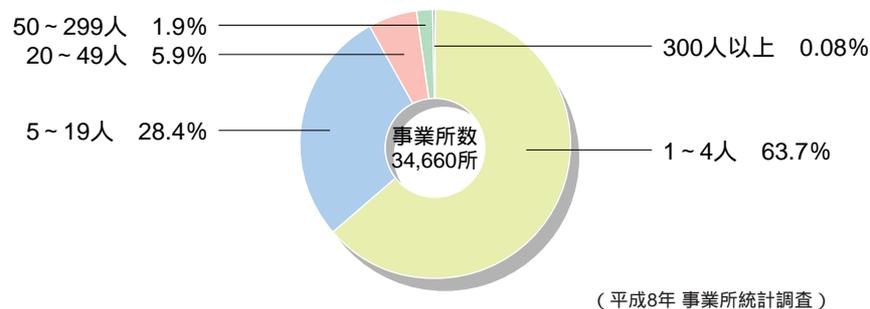
### (2) 組織化・共同化の促進

商店街などの団体の法人化を促進するとともに、中小企業の共同受注などの取り組みを支援します。

産業大分類別 事業所の割合(全数)



規模別 事業所の割合(民営)



第2節

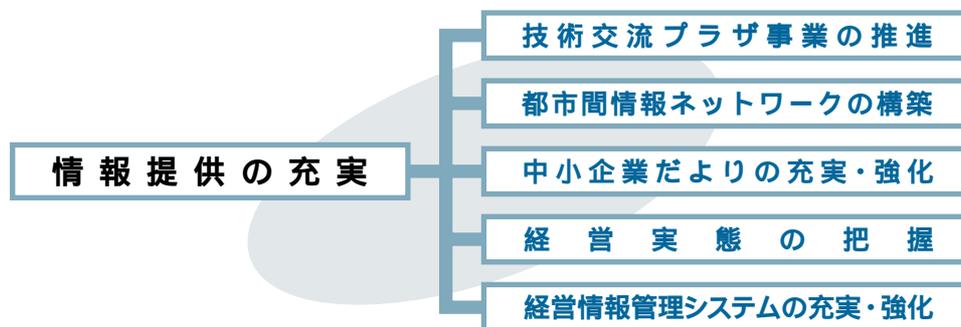
## 情報提供の充実

### ●現況と課題

インターネットなどの情報通信の驚異的な発達に伴って、企業の研究開発、販路開拓などに向けた各種情報の収集・交換は、今後、急速に電子メールなどの活用により普及するものと考えられます。特に、新産業やベンチャー企業などにとっては、インターネット等の情報環境の整備が重要な課題となっています。このような本格的な情報化社会に対応した、中小企業向けの各種情報提供サービスの充実が求められています。



### ●施策の体系



### ●基本方針

- 1 製造業の技術の交流や取引を促進するため、技術交流プラザ事業を推進します。
- 2 インターネットなどの活用により、本市中小企業と他都市の中小企業とのネットワークを構築します。
- 3 中小企業に最新の有力な経営情報を提供できるようにするため、「中小企業だより」の充実、強化を図ります。
- 4 中小企業の経営実態の把握に努めます。
- 5 経営情報を迅速に収集・提供できる体制の整備を推進します。

## ●主要な施策

### 1 技術交流プラザ事業の推進

製造業の技術情報をデータベース化して、インターネットを活用して全国に発信し、市内製造業と市外企業などとの技術交流を促進して、技術力の向上と販路の開拓を支援します。また、技術支援機関の提供サービスについてもデータベース化して、情報提供します。

### 2 都市間情報ネットワークの構築

「中小企業都市連絡協議会」加盟の都市の企業などを中心に、技術情報や経営情報などの企業情報をネットワーク化し、都市間の情報交流を推進します。

### 3 中小企業だよりの充実・強化

中小企業動向調査などの調査結果や国や府、本市の施策情報などを掲載した「中小企業だより」の充実・強化を図るとともに、配布体制を整備し

ます。また、インターネットを活用した双方向の情報の発信と収集を行うなど体制の整備を進めます。

### 4 経営実態の把握

中小企業の経営戦略の立案に活用するため、中小企業動向調査や経営実態調査、消費者意識調査などを、電子メールなど多様なチャネルを活用して定期的実施することによって、中小企業の経営実態や経営情報の迅速かつ的確な把握・提供に努めます。

### 5 経営情報管理システムの充実・強化

企業台帳のデータベース化を図り、企業に見合った経営情報の提供に活用します。また、商業地図情報などのデータベース化を進め、商店街や小売市場へのマーケティング情報の提供に活用します。



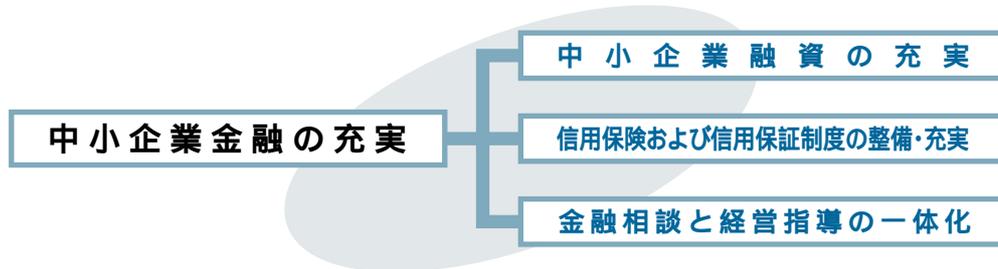
## 第3節 中小企業金融の充実

### ● 現況と課題

中小企業においては、金融機関に対する信用力、担保力などが脆弱であるため、事業展開にあたって必要な資金を、安定的、かつ継続的に調達することが困難な状況になることがあります。また、金融のグローバル化による金融システムの改革に伴い、金融機関の融資先企業の選別が、従来にも増して一層厳しくなっています。このような状況のなか、中小企業に事業資金の円滑な供給を進めるための公的な融資制度は、民間金融機関からの

資金調達を補完する重要な役割を果たしています。また、産業構造の転換に際して、中小企業が持ち前の技術力やノウハウを活用し、新技術・新製品の開発や新しい商品販売ノウハウの開発に積極的に取り組むことが求められており、そのためにも、創造的、先導的な事業を展開する企業に対する研究開発資金などの支援が必要です。さらに、新規開業を資金面から支援することも求められています。

### ● 施策の体系



### ● 基本方針

- 1 経済・金融環境の変化に対応し、中小企業の経営の安定と体質強化を図るため、公的な融資制度の充実を図ります。
- 2 信用保険や信用保証制度の整備・充実を国・府に要請するとともに、支援の拡充を図ります。
- 3 金融相談と経営相談の一体化を推進します。

### ● 主要な施策

#### 1 中小企業融資の充実

金融機関に対する信用力などから事業資金の借入れが困難な中小企業に対して、経営の安定と高度化を図るため、融資制度の充実に努めます。また、(財)東大阪市中小企業振興会が実施している中小企業向け融資を整備・改善し、同振興会の体質強化を図ります。

#### 2 信用保険および信用保証制度の整備・充実

中小企業の信用保険および信用保証制度の整

備・拡充を国・府に積極的に働きかけます。また、中小企業の融資に対する負担軽減のため、信用保証料などへの補助事業の拡充を図ります。

#### 3 金融相談と経営相談の一体化

中小企業の財務内容の改善や経営の近代化を促進するため、経営相談や国や府などの各種資金調達制度の紹介などにより、資金調達を多様化させるなど、金融相談と経営相談の一体化に努めます。

### 第1節 商業・業務機能の充実

#### ●現況と課題

小売商業においては、近年、消費者ニーズが多様化・高度化するとともに、モータリゼーションが進展するなかで消費者の買い物行動が広域化しています。その結果、小売業の業態が多様化するとともにロードサイドへの大型店の出店が活発化する一方、駅前周辺に立地している商店街や小売市場では客離れが著しく、空き店舗問題などが深刻になっています。また、「大規模小売店舗法」の廃止や「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地活性化法」、「都市計画法」のいわゆる「街づくり三法」の施行により、今後さらに小売商業を取り巻く経営環境は大きく変わろうとしています。このようななか、駅前周辺の商業地の活性化を図る積極的な取り組みとともに、消費者の視点に立った

商業振興を進めていくことが求められています。また、新都心整備地区の商業・業務機能の活性化に取り組む必要があります。



#### ●施策の体系

商業・業務機能の充実

買い物しやすいまちづくりの推進

商業・業務施設の適正配置の推進

#### ●基本方針

- 1 消費者が安心して商品を選択、そして買い物ができ、高齢者や子どもなどの社会的弱者も含めた市民が、買い物しやすいまちづくりを推進します。
- 2 地域の立地環境に配慮するとともに、広域的視点に立って商業・業務施設の適正配置を推進します。

## ●主要な施策

### 1 買い物しやすいまちづくりの推進

#### (1) 商店街などの魅力づくり支援

商店街などの魅力を高めるためアーケードなどの共同施設の設置助成や販売促進手法の開発など商店街などの取り組みを支援します。

#### (2) 中心市街地の活性化

「中心市街地活性化法」に基づき、中心市街地を対象に「中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地の活性化への取り組みを進めます。

#### (3) 商業集積地の活性化

各駅前商業地については、地域特性にあった活性化を推進します。

### 2 商業・業務施設の適正配置の推進

#### (1) 駅周辺整備の促進

各駅周辺の整備を促進し、地域特性に見合った商業・業務機能の活性化に努めます。

#### (2) 新都心整備地区における商業・業務施設の適正配置

新都心整備地区に、商業・業務施設が立地しやすい環境整備を図り、当該施設の立地促進に努めます。

商店数、販売額推移



## ●現況と課題

本市工業は、古くから鉄線、釘、ボルト・ナット、金網、作業工具などが地場産業として発達してきましたが、高度成長期以降、機械金属関連産業やプラスチック製品製造業を中心に発展し、今日では多種多様な業種が集積した「モノづくりのまち」といわれ、金属加工や金型など関西における基盤的技術産業の最大の拠点を形成しています。こうした工業集積は、住工混在地域を拡大させるなかで進められたため、昭和40年代以降は深刻な公害問題が生じましたが、昭和50年代以降、産業の高度化が進むなかで、住工が共存できる環境づくりの推進に取り組んできました。しかし、近年、その集積にも陰りが見え、工場数も減少傾向にあり、特に、工業集積地域においては、工場数の減少に伴い工場跡地が空地や駐車場になり、また、人口も減少して、まちが空洞化するインナーシティ問題が発生しています。

今後はこれまでの集積を活かしながら、付加価値率の高い先端技術に関連した都市型工業の新たな形成が求められており、本市経済の柱である工業の振興は、本市の活力と直結する緊急の課題となっています。また、工業集積地域の活力を回復するため、工業の振興を前提に住宅や商店と共存を図る対応が必要となっています。



## ●施策の体系



## ●基本方針

- 1 工業集積を活かした都市型工業の新たな形成を推進します。
- 2 インナーシティ問題を踏まえ、工業の適正配置を推進します。

## ●主要な施策

### 1 都市型工業の新たな形成

#### (1) 工業集積の維持・発展

工業の集積メリットを維持・発展させるため、技術面、経営面、人材面などの多角的な施策を総合的に推進します。

#### (2) 中小企業集積都市との交流の推進

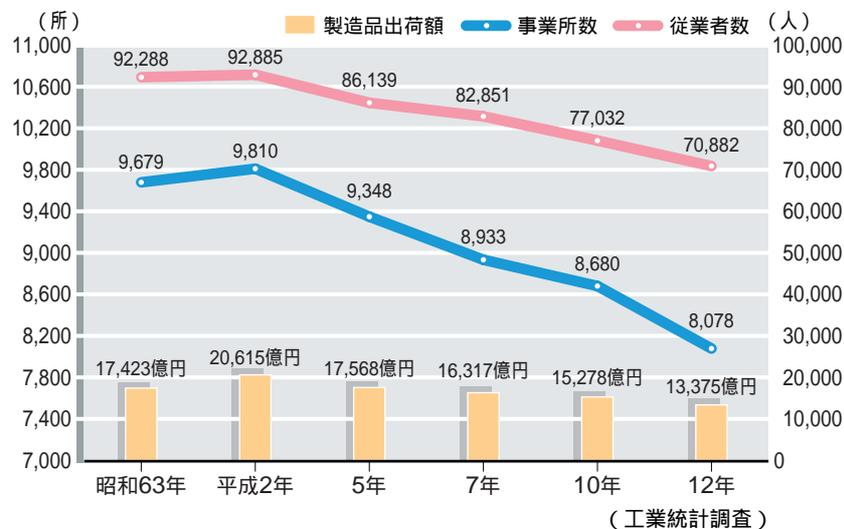
産業政策を都市政策と位置づけ、「中小企業都

市連絡協議会」参加都市との交流と連携を強化していくことで、国に対する政策要望などの実効性を高めるように働きかけます。

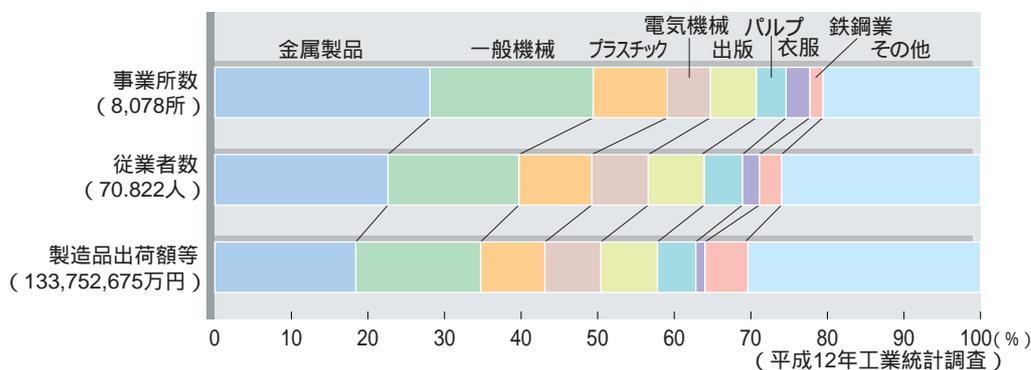
### 2 工業の適正配置の推進

住工共存を図るため、工場と住民との交流を通し、環境に調和した工場の整備を促進します。

### 工業推移



### 産業分類別 事業所数・従業者数・製造品出荷額等

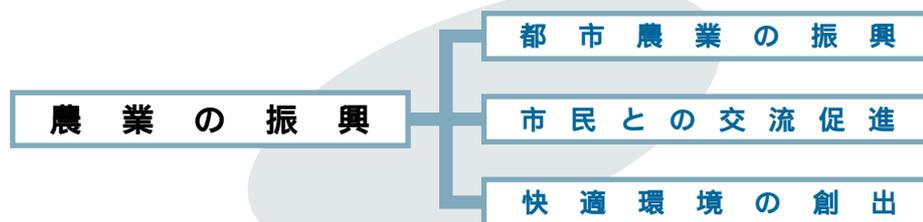


## ●現況と課題

本市の農業は、市街化の進展に伴い、生活排水の農業用水への混入や農地へのごみ投棄など、農業環境が悪化しています。また、農家数の減少、経営耕地面積の急激な減少、9割を越える兼業農家など農業経営の弱体化が進行しています。さらに、農業従事者の高齢化も進んでおり、農業後継者対策が緊急の問題となっています。今後、経営の近代化、そして長期にわたり営農継続できる経営基盤づくりの促進を図る必要があります。

本市の農地は今後も減少と点在化がさらに進むものと予測されます。都市における農地は、新鮮な農産物を安定的に供給する役割を担うばかりだけでなく、豪雨時における洪水防止等の役割を果たす保水機能、災害時の避難空間にも役立ち、緑地空間として市民にうるおいとやすらぎを与える機能も有していることから、農地の保全・活用を図る必要があります。

## ●施策の体系



## ●基本方針

- 1 新鮮な農産物を安定的に供給するため、都市農業の振興を図ります。
- 2 農地が市民のレクリエーションや健康づくりの場として活用されるよう、市民との交流促進に努めます。
- 3 都市における農地は、市民にうるおいとやすらぎを与える機能や、保水機能、防災機能などを有しており、市民にとって良好な環境を確保するため、農地を保全・活用し、快適環境の創出に努めます。

## ●主要な施策

### 1 都市農業の振興

#### (1) 高収益農業経営の促進

消費者ニーズに対応した、新鮮で安全な農産物の生産の促進を図るとともに、労働力の減少に対応できるより収益性の高い農産物の生産の促進や生産基盤の整備に努めます。

#### (2) 流通機構の改善・整備

新鮮で安全な農産物に対する消費者ニーズの高まりに応えるため、共同出荷の推進、朝市、直販など多様な出荷販売体制の整備など流通機構の改善・整備を図ります。

#### (3) 人・組織づくりの促進

本市農業は、労働力や若い後継者不足の状況にあるため、後継者グループの育成および支援に努めます。

### 2 市民との交流促進

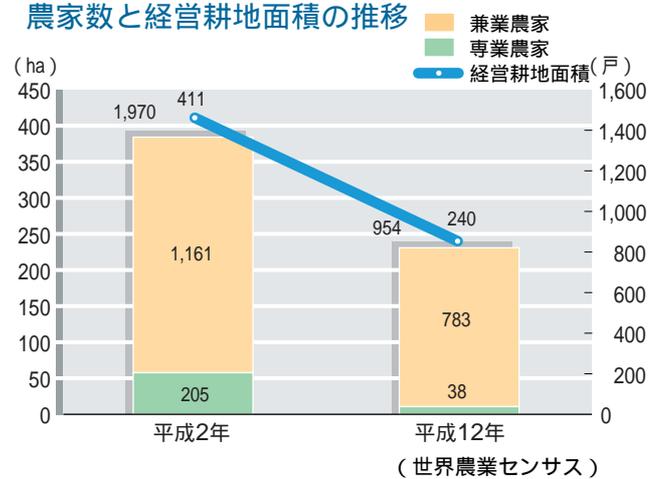
都市と共存する農業の推進を図り、市民の農業に対する理解を深めるとともに、都市のなかで自

然とふれあい、自然の恵みが味わえる場、高齢者の生きがいづくりの場、健康づくりの場としての市民農園などの整備を促進します。

### 3 快適環境の創出

営農支援策を通じて、市民にうるおいとやすらぎを与える機能や保水機能、防災機能などを有する農地の保全を図り、快適環境の創出に努めます。

農家数と経営耕地面積の推移



## ●現況と課題

経済の国際化の進展や情報ネットワーク社会の本格的な到来により、我が国経済は従来型の取引構造や生産システムからの大転換が迫られています。大企業であっても企業の生き残りに取り組んでおり、21世紀も同じ生産・流通システムが維持できるとは考えられません。本市経済も、これらの動向に対応した未来を担う新しい産業の育成が求められています。

本市は関西経済の中心都市大阪市に隣接し、阪神高速道路と近畿自動車道の交差する大阪の交通の要衝に位置していることや、多種多様な業種の工業が集積していることなど、都市型産業の立地環境は優位にあります。こうした立地環境を活かした新しい産業の育成が、大きな課題となっています。

## ●施策の体系

未来を担う産業の育成

新規産業への転換と創出

都市型産業の立地誘導と育成

## ●基本方針

- 1 高い技術力を有した既存産業の集積、巨大なマーケットと流通機能を有する大阪市に隣接する立地優位性を活用した、新規産業の創出に努めます。
- 2 多種多様な産業集積を活用した都市型産業の立地誘導と育成を支援します。

## ●主要な施策

## 1 新規産業への転換と創出

多種多様な製造業と卸売業が集積していることを活用して、消費者ニーズなどと融合して開発する医療・介護・環境・情報通信などの未来を担う新規産業への転換や創出を支援します。

## 2 都市型産業の立地誘導と育成

都心部に近接する本市の立地と金属加工や金型など多種多様な基盤的技術産業の集積を活用し、付加価値や生産性が高い都市型産業の立地誘導と育成を支援します。



## 第3章 産業活性化のための環境の整備

### 第1節 企業活動を支える環境の充実

#### ●現況と課題

本市は、中小企業が多数集積していますが、住宅との混在や交通量の増大などに伴う道路状況の悪化など、企業活動を支える環境が低下している地域も多くみられます。特に在庫を減らし顧客ニーズに迅速に対応する「ジャストインタイム」などが進展しており、都市内物流の停滞は、工業、

商業を問わず致命的な欠陥となることが予想されます。今後は、本市経済の活性化に向けて、中小企業がその持てる力を最大限に発揮することが重要であることから、企業活動を支える生産環境や物流環境の整備に取り組むことが求められます。

#### ●施策の体系

企業活動を支える環境の充実

生産環境の整備

物流環境の整備

#### ●基本方針

- 1 企業活動の安全性、快適性を高めるため、生産環境の整備を図ります。
- 2 都市内物流の円滑化のため、本市の道路交通上の利点や既存の卸売業・物流産業の集積などのストックを活かして、物流機能の整備を図ります。

#### ●主要な施策

##### 1 生産環境の整備

企業活動の安全性、快適性を高めるため、緑地の整備や防災機能の強化に努め、また、道路などの整備を図ります。

##### 2 物流環境の整備

都市内物流の円滑化を進めるため道路整備を推進します。また、中小企業の効率的な物流システムの構築を支援します。



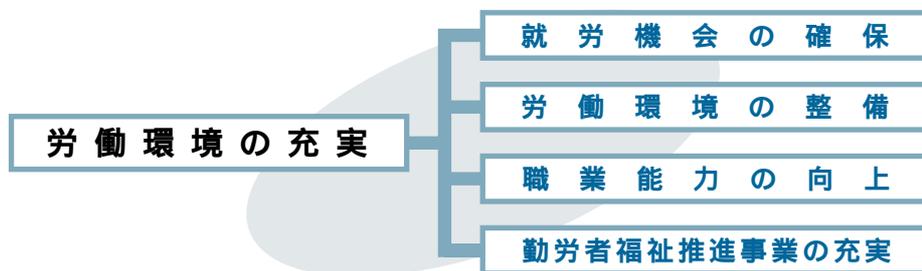
## ●現況と課題

若年労働者の減少や労働者の高齢化が見込まれるなか、女性の社会進出への期待が高まっています。また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制定、能力重視や終身雇用の減少など雇用形態の多様化によって、労働環境は大きく変化しています。

本市は、全国でも有数の中小企業のまちであり、

小規模事業所が大部分を占めるとともに経営体質が脆弱で労働条件や労働安全および勤労者福祉対策が不十分な状況にあります。このため、府・公共職業安定所・関係機関と連携し、情報の提供や企業への啓発などを積極的に進め、勤労者福祉共済制度など、勤労者の福祉の向上を図るなど一層の施策の充実が必要です。

## ●施策の体系



## ●基本方針

- 1 勤労者の雇用の安定に努め、とりわけ厳しい雇用条件におかれている中高年齢者、障害者、女性などの雇用の確保を積極的に働きかけます。
- 2 中小企業に勤務する勤労者が安定して就業し、健康で充実した生活を営めるよう、労働環境の整備に努めます。
- 3 勤労者の資質の向上と人材育成など職業能力の向上に努めます。
- 4 勤労者の福祉増進を図るため、福利厚生制度や各種事業の充実を図ります。



## ●主要な施策

### 1 就労機会の確保

国・府の雇用施策について、公共職業安定所などの関係機関と連携し、企業への情報の提供や啓発などを積極的に努めます。また、中高年齢者、障害者、女性などの就労の促進と生きがいの確保を図るため、(財)東大阪市雇用開発センターや(社)東大阪市シルバー人材センターの活動を促進します。



### 2 労働環境の整備

厳しい労働環境のなかで勤労者が安心して豊かに生活を営めるよう、最低賃金制度の拡充や労働時間短縮、定年制の延長などを国に働きかけるとともに、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止とその周知、啓発や労働相談業務の充実に努めます。また、労働者の安全と健康の確保を図るため、より一層労働安全対策を国・府に働きかけるとともに、企業に対する啓発に努めます。



### 3 職業能力の向上

職業転換の円滑化と雇用の促進を図るため、府が行っている職業能力事業や府立東大阪高等職業技術専門校の利用を促進して、勤労者の資質や職業能力の向上を図り、人材の育成に努めます。

### 4 勤労者福祉推進事業の充実

中小企業で働く勤労者の福祉増進を図るため、(財)東大阪市勤労者福祉サービスセンターとの連携のもと、勤労者福祉共済制度の充実に努めるとともに、労働講座などの労働福祉増進事業を拡充し、福利厚生の上上に努めます。

## 第1節

### 消費者保護施策の充実

#### ●現況と課題

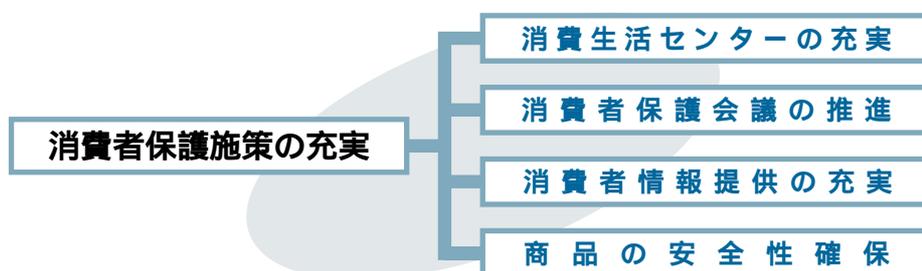
消費者を取り巻く状況は商品取引や契約の形態が変化し、ますます複雑多様化しています。このようななか、消費者被害は拡大の傾向にあります。

本市では、消費生活センターを拠点に、消費生活相談や消費者情報の提供、商品検査など、消費者被害の防止に向けた取り組みを進め、また、石けん使用運動の推進や食品添加物に関する学習会の開催など、消費者保護施策の充実に向けた取り

組みを進めています。また、府との連携のもとに国民生活センターのネットワークシステムを利用するなど、消費者情報提供の充実を図っています。

今後も消費者の利益と消費生活の向上に努め、安全で豊かな消費生活を営めるよう、消費者、事業者、行政が一体となって消費者保護の強化に向けた取り組みを進める必要があります。

#### ●施策の体系



#### ●基本方針

- 1 総合的な消費者行政の推進と消費者問題解決の拠点として、消費生活センターの機能の強化に努めます。
- 2 社会的構造の変化に伴う消費生活の複雑多様化に適応した消費者保護施策のあり方を検討します。
- 3 消費者被害の防止や救済に向け、適正な情報の提供に努めます。
- 4 消費者被害を防止するため、商品の安全性の確保に努めます。



## ●主要な施策

### 1 消費生活センターの充実

総合的な消費者行政を推進する拠点として、消費生活相談体制、商品検査機能、情報収集・提供などの充実を図るなど、消費生活センターの機能の強化に努めます。

### 2 消費者保護会議の推進

消費者保護施策のあり方を消費者保護会議を通して検討し、施策の推進に努めます。

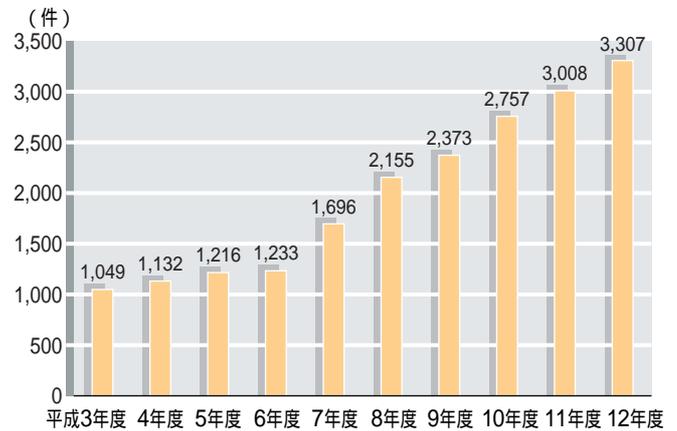
### 3 消費者情報提供の充実

消費者被害の防止や救済のため、個人のプライバシーに留意しながら、国民生活センターや、府、市町村との連携を図り、消費者情報の提供の充実に努めます。

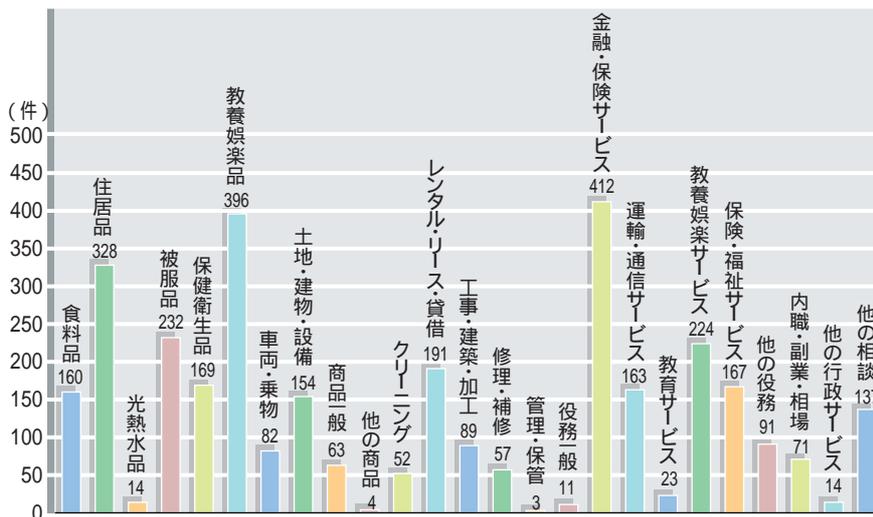
### 4 商品の安全性確保

健康に有害な商品や安全性に疑問がある商品、または環境に悪影響を与える恐れのある商品については、国、府および各関係機関と連携して調査し、消費者に情報を提供するとともに、事業者に対してその改善を働きかけ、商品の安全性確保に努めます。

#### 消費生活関係相談受付件数の推移



#### 消費生活関係相談受付件数(平成12年度)



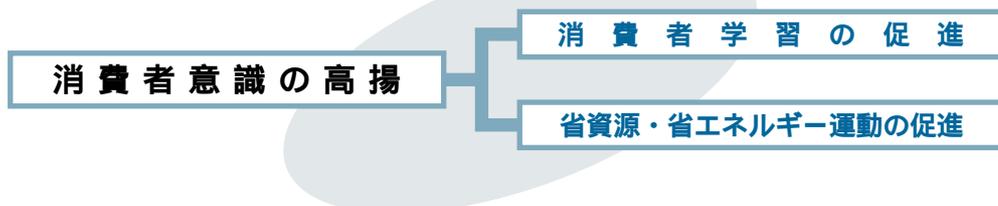
## ●現況と課題

消費者を取り巻く環境は急激に変化しており、その変化に個々の消費者が対応することが求められています。このため、消費者としての正しい知識を身につけ、自主的な学習の促進を図るため、消費生活講座や消費生活展の開催などに取り組み、また、消費者啓発資料の作成や学校教育における消費者教育の充実に努めるとともに、リサイクル市の開催や過剰包装をなくす実践活動など、省資源・省エネルギー運動の推進に取り組んでいます。

今後さらに、消費者意識の高揚に向けた取り組みを強めていく必要があります。



## ●施策の体系



## ●基本方針

- 1 消費者学習を生涯学習の一環と位置づけ、消費者被害の防止や消費者自身がかしこい消費者になれるよう育成に努めます。
- 2 資源循環型社会の構築を目指した、省資源・省エネルギー運動の促進に努めます。

## ●主要な施策

### 1 消費者学習の促進

消費者意識の高揚や消費者としての正しい知識の習得などを図るため、消費者講座・講演会の拡充や消費生活展を開催するとともに、学校教育において、消費者教育を推進します。

### 2 省資源・省エネルギー運動の促進

地球環境問題を視点に、消費者、事業者、行政が一体となって資源ごみの分別回収やリサイクル市の開催、過剰包装をなくすなどの実践的な活動の促進に努めます。



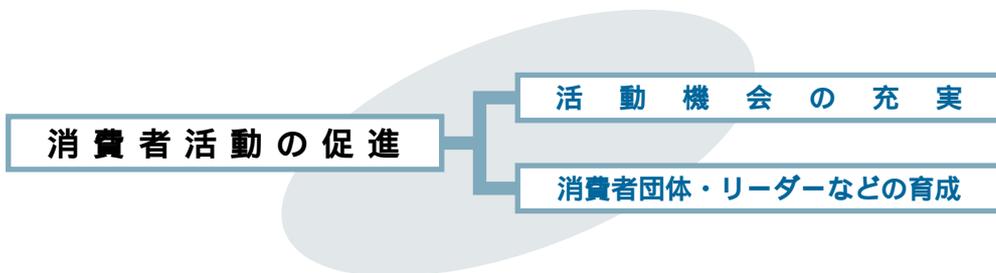
## ●現況と課題

個々の消費者の連携のもと、消費者自らが考え、行動する消費者中心の豊かな社会の構築が求められているなか、本市では消費者活動を組織化するため、消費者団体の育成に取り組み、また、消費生活講座などのほか、消費生活リーダー養成講座を開催するとともに、府や周辺諸都市との連携のもとに暮らしの府民講座を開催するなど、消費者活動を推進する人材養成に取り組んでいます。さ

らには、消費者自らが商品やサービスの調査・監視にあたる消費者情報員制度を設置し、消費者の手による消費者保護活動を目指した取り組みを進めています。

今後は、消費者活動の契機となる各種講座の充実や情報の提供などのほか、消費者団体・リーダーなどの育成を進めて、自主的な消費者活動の支援の強化を図ることが求められます。

## ●施策の体系



## ●基本方針

- 1 消費者が社会生活を将来にわたって安定したものにするため、自ら消費生活をまもり、自主的に消費者運動を行える場と機会の拡充を図ります。
- 2 消費者活動を推進する消費者団体・リーダーなどの育成に努めます。

## ●主要な施策

## 1 活動機会の充実

環境問題や製造物責任などの様々な社会問題に対して、消費者としての役割と責任を自覚し、自主的な消費者活動を行う消費者の育成を進めるとともに、消費者活動に関する情報提供を行って消費者運動の活動機会の充実に努めます。

## 2 消費者団体・リーダーなどの育成

消費者被害の防止を効果的に行い、健全な消費生活に必要な情報を早期に提供するため、自主的な消費者活動の拡充を図るとともに、地域の主体となる団体やリーダーの育成に努めます。

## 第4節

# 生活関連物資の安定供給

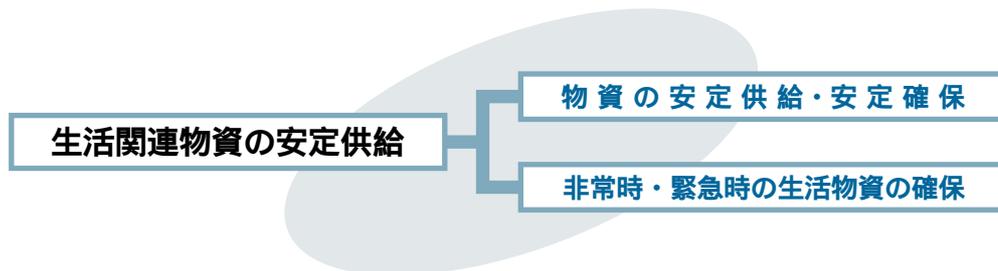
### ●現況と課題

本市では、府および府下市町村との連携のもと生活関連物資の価格や需給動向を調査し、把握することによって、異常な価格上昇や物不足等の未然防止に備えています。

今後さらに、日々の生活に必要な物資の安定的

な供給と確保に向けて、商品などの調査・監視体制を強めるとともに、非常時・緊急時の生活必需物資の確保に、日ごろからの市民の行動計画も含めて、取り組み体制の強化を図る必要があります。

### ●施策の体系



### ●基本方針

- 1 生活関連物資の安定供給・安定確保のため、価格や需給の動向に関する調査と監視に努めます。
- 2 非常時・緊急時に生活物資を確保できる体制づくりに努めます。

### ●主要な施策

#### 1 物資の安定供給・安定確保

生活関連物資の価格や需給動向などの調査を実施するとともに、その調査結果を迅速正確に市民に提供するなど、物資の安定供給・安定確保を図ります。

#### 2 非常時・緊急時の生活物資の確保

災害時などの緊急時には物資の供給量が不足や価格が高騰するなど、市民の生活に支障を来すため、市民や企業、商店などの役割分担にも留意した行動計画の確立などに取り組むとともに、日ごろから緊急時の生活必需物資緊急対策本部の設置に向けた体制づくりに努めます。

